

廃棄物処理施設の周辺環境整備に対する交付金制度の 拡充について

廃棄物処理施設の整備は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」で、財源措置されているが、施設整備と一体として行われる周辺環境整備は対象となっていないことから、周辺環境整備についても廃棄物処理施設と同様、交付対象とするよう要望する。